

日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン

平成13年 8月策定
平成17年12月改定
平成23年12月改定
平成26年 7月改定
令和6年 4月改定
経済局官民連携推進室

1. 基本的考え方

新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、成長市場の獲得に向けて世界各国が激しい競争を繰り広げている。日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場に展開を図り、世界の経済成長を日本の経済成長に取り込んでいく上で、外務省及び在外公館として、日本企業の競争力を高め、海外での活動を支援するために、個別企業の活動を支援し、必要に応じ官民連携で取り組んでいくことが一層求められている。このような状況下、在外公館においては、世界の成長市場を獲得し、日本の経済成長に取り込むという理念のもと、日本企業支援に努めることとする。

具体的な取組としては、進出国におけるビジネス環境の整備やインフラシステム輸出促進、資源確保、ODAの戦略的活用、保健・医療の国際展開、日本の食文化や伝統文化、地方の魅力等の発信によるクールジャパンの推進、地方自治体と連携した地域産業の海外展開促進、日本企業の競争力強化のための知的財産権保護、東日本大震災後の輸入規制撤廃を含めた日本産農林水産物・日本産酒類の輸出促進、現地企業との第三国市場における連携強化などが、日本企業の海外展開支援の重要な柱である。

加えて、2013年に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件、2015年のシリアにおける邦人殺害テロ事件及び2016年のバングラデシュにおける邦人襲撃テロ事件の教訓を踏まえ、在留邦人・企業の安全を確保することや、そのための啓発事業を実施することも、海外における日本企業の円滑な活動を促すためには重要である。

また、国家間の経済的相互依存関係の深化を背景に、経済的結び付きを利用して政治的目的を達成するために、濫用的、恣意的もしくは不透明な形で措置を講じ、又はそのように措置を講じると脅したりする経済的威圧が問題となっている。経済的威圧には具体的な定義があるわけではないが、輸出入制限、営業停止処分、旅行商品の販売停止等といった措置がとられることが多く、その多くは企業を対象としたものである。このような経済的威圧への対応を強化するにあたっては、企業からの早期の情報入手が極めて重要であり、そうした面でも官民の連携が不可欠である。なお、かかる対応は特定の国を念頭においたものではない。また、経済的威圧の態様は多様であり、在外公館所在国の日本企業による第三国との取引等についても生じる可能性がある。このため、かかる対応は、第三国政府を含む外国政府等によって、在外公館所在国の日本

企業が被害を受ける、または、被害を受けた可能性がある」と当該企業が考える措置を対象とする。

以上の認識を踏まえて、在外公館においては、以下の指針に基づき、積極的な日本企業支援に努めることとする。

2. 基本的指針

「在外公館は、敷居が高い」とのイメージが内外より指摘されてきたが、近年においては、「世界一開かれた、相談しやすい公館」を目指した各館の努力により、対応に変化がみられるとの評価も聞かれる。こうした変化を一層進め、経済団体、企業グループ、日本企業にとって「満足度の高い公館」を目指す。そのため、具体的には以下の心構えをもって日本企業支援に取り組む。

(1) 支援のあり方は、先進国か途上国か、地域の特性、政治・経済体制、日本企業の進出状況など様々な要因により異なることから、具体的な支援のあり方については、可能な限り幅広い支援を行うことを心掛け、各地の事情に応じ、柔軟に対応する。個別具体的案件に応じて、本省の判断が必要と考える場合には、適宜本省（地域課、経済局官民連携推進室等の関係課室）と相談を行う。

(2) グローバルな活動を目指す日本企業に対し、スタートアップ企業を含む中小企業や個人起業家にも特に意を用いつつ、安全面を含め合理的な範囲で積極的な支援を心掛けることとする。

(3) 政府として、経済的威圧に対応するため、日本企業から早期に必要な情報を入手するよう努め、官民で連携することとする。その際、経済的威圧の態様は多様であり、在外公館所在国の日本企業による第三国との取引等についても生じる可能性がある。このため、かかる対応は、第三国政府を含む外国政府等によって、在外公館所在国の日本企業が被害を受ける、または、被害を受けた可能性がある」と当該企業が考える措置を対象とする。

(4) 日本企業との連絡を密にし、照会に誠意をもって回答する等、信頼関係の醸成に努める。在外公館における相談窓口の連絡先（アクセスポイント）については、常に最新の情報を整備し、在外公館ホームページへの掲載等を通じて周知する。

(5) 効果的な日本企業支援を実施するために在外公館施設を積極的に活用する。

(6) 天皇誕生日祝賀レセプション等の多数の要人が参加するレセプションや在外公館文化事業等の在外公館主催行事の企画・実施等にあたっては、日本企業・団体や地方自治体と効果的に連携・協力するよう努めるとともに、そのような機会を活用して日本産品や日本企業製品のPRを行うなど、積極的な日本企業支援に努める。

(7) 個別企業に係る個別商談や個別企業の商品又は現地に対する貢献などの広報についても、在外公館による支援が効果的であり、公平性及び現地事情等を勘案の上、特段の問題がなければ要請に応じるよう努める。

(8) 在外公館として、日本企業からの特定の支援要請に対応することが困難と判断される場合にも、当該企業と協議しつつ、その他適切な支援方策がないか検討する。

(9) 日本企業の受注につながり得るインフラ、資源・エネルギー、医療を始めとする案件（ODAの活用可能性のある案件を含む）の積極的な発掘及び問題発生の未然防止や問題発生時の迅速な対応のため、日頃より現地政府関係当局及び企業等と緊密な情報交換を行い、情報収集・人脈形成に努める。

(10) 収集した情報や日本企業からの相談により、日本企業が現地政府から不当に不利な扱いを受けていると判断される場合は、必要に応じ本省と協議した上で、現地政府への申し入れ又は働きかけを行う。また、こうした事案が、進出先国が加入・締結しているWTO等の多数国間の枠組みや、EPAや投資協定等の国際約束と整合的ではない可能性があるとは判断される場合には、本省と協議した上で、現地政府等への申し入れ又は働きかけを行う。

3. 支援に当たっての体制

(1) 館内体制の構築

各公館長は自ら先頭に立って、経済班を中核としつつ、総務班、政務班、経協班、領事班、広文班もこれと連携する館内体制を構築する（領事分野との切り分けが難しい案件もあるが、上記2.の方針を踏まえ、経済班が主として対応することとして、対応漏れを防止する。）。その際、全ての在外公館は、日本企業支援担当官を指名し、日本企業の窓口として氏名及び連絡先を公表する。加えて、地方産業の進出支援について地方連携担当官、知的財産権の保護について知財担当官、インフラ案件についてインフラプロジェクト専門官、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保についてエネルギー・鉱物資源専門官、環境インフラ案件について環境ビジネス調整担当官が置かれている公館においては、これら担当官とも連携して対応する体制を構築する。企業支援の概念は広範にわたっており、日本企業関係者の安全確保など領事業務と連携した支援も重要な柱の一つである。

(2) 現地関係機関・団体等との現地協力体制の強化

各在外公館においては、在外公館は我が国と相手国との二国間関係における戦略拠点であるという認識の下、JICA、JETRO、JBIC、JOGMEC、JNTO、国際交流基金（JF）及び日本商工会、地方自治体海外事務所等の関係団体と緊密な連絡体制（ネットワーク）を構築し、定期的な意見交換や情報の共有、それぞれの取組に対する相互支援等、協力関係を強化する（現地ODAタスクフォース、拡大ODAタスクフォースが存在する場合には、

そのネットワークの活用も検討する。)。企業の安全確保については、各公館に設置されている安全対策連絡協議会を活用する。これら関係団体がない国・地域の在外公館は、同地を管轄する事務所への情報提供や出張の機会を捉えた積極的な意見交換に努める。

また、一部の公館においては、現地日本商工会等との協力により、日本企業向けに相手国の政治・経済事情に関する詳細な資料を作成したり、相手国政府に対して日本企業の要望をとりまとめて建議書の形で提出するといった活動を行っており、企業側から高く評価されているところ、こうした例も参考にしながら日本商工会等との協力関係を深める。さらに、案件及び必要性に応じて、第三国の外交団や商工会あるいは企業グループと連携する。

(3)本省と在外公館の有機的連携

本省と在外公館は、効果的な日本企業支援を行うために緊密に連携する。その一環として、在外公館は、他公館にとって参考となる支援事例(失敗例も含む)や他公館に関係がある日本企業の活動に係る情報を本省(経済局官民連携推進室又は各施策の主管課室)や関連公館へ共有する。本省は、各公館からの報告を取りまとめ、グッドプラクティスとして在外公館を含め共有するとともに、省内や経済団体等との意見交換等を通じて得られた有益な日本企業支援関連情報についても、在外公館その他関係者と共有する。

また、本省において関係省庁や本邦経済界等と意見交換を行い把握した政府の支援ツール(制度改正等)に関する情報や、経済界のニーズを踏まえた戦略的な経済外交のあり方に関する議論の現況などを随時、本省が在外公館と共有し、「経済外交強化のための『共創プラットフォーム』」の考え方に沿って本省と在外公館がそれぞれに有するネットワークを、双方向のコミュニケーションを通じ有機的に結合させる。

これにより、本省における現地の実態に即した戦略的な企業支援メニューの企画・立案を強化するとともに、在外公館における政府の支援ツールの一元的把握を通じ、現地の日本企業との更なる連携強化に努める。

(了)